

お客さまに過失がない事故では、共済は相手と直接交渉ができません。だから…

東北自動車共済の

弁護士費用特約

自動車事故などによる被害事故の円満解決のために
「弁護士費用特約」をおすすめします



*ケガの程度や通院の頻度によっては増額されない場合もあります。

「過失のない事故で、共済が示談交渉できない…」

「相手方の保険会社から提示された損害賠償額に不満…」

「弁護士に相談を依頼したいが費用が心配…」

このような事故のとき、弁護士に相手方との示談交渉を委任する際に必要となる費用等を補償するのが「弁護士費用特約」です。



「弁護士費用特約」使用事例

①事故の概要

赤と黄の点滅信号による十字路交差点にて、黄点滅で直進した契約車両と、赤点滅で直進した相手車両が、出会い頭に衝突。契約車両20：相手車両80の過失割合

②契約者の損害状況

物損→双方車両が全損、人身→後遺障害9級の認定

③弁護士介入による解決

人身→相手方保険会社からの提示額は630万円であったが、弁護士介入により800万円で示談。契約者は慰謝料170万円の増額。

④弁護士費用80万円を共済金で弁護士に支払い

①事故の概要

赤信号により停止していた契約車両に相手車両が追突した。契約車両0：相手車両100の一方的過失。

②契約者の損害状況

物損→全損
人身→頸椎捻挫で約1年間通院後、後遺障害14級の認定

③弁護士介入による解決

相手保険会社からの提示額は260万円であったが、弁護士介入により慰謝料430万円で示談。契約者は慰謝料170万円の増額。

④弁護士費用50万円を共済金で弁護士に支払い

こんなに高いの!
着手金報酬金って



弁護士費用特約は等級に関係なく、なんと年間2,240円で入れます
(一括の場合)

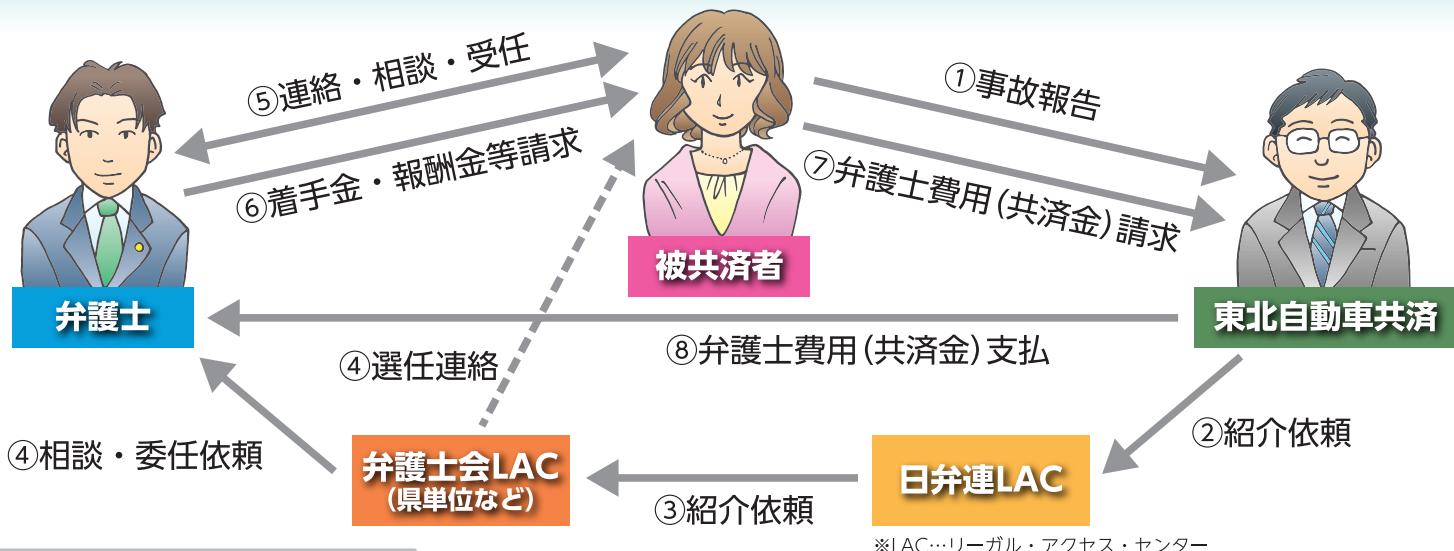


弁護士費用特約

年間約750件の事故に「弁護士費用特約」が役立っています (平成30年度全国計)

「弁護士費用特約」相談・着手から共済金の支払いまでの流れ

「弁護士費用特約」は、この図の様な流れであなたの身近な担当弁護士が選任され、示談解決まで責任をもって対応してくれます。



「弁護士費用特約」の補償内容

補償の対象となる方 (被共済者)	① 記名被共済者およびその配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。） ② ①の同居のご親族および別居の未婚のお子さま ③ ①②以外でご契約の自動車に搭乗中の方 ④ ①②③以外でご契約の自動車の所有者※ ※ご契約の自動車が被害にあった場合に限ります。
共済金をお支払いする場合	被共済者が次のいずれかの被害事故にあい、賠償義務者（被共済者に対し、被害事故に関する法律上の損害賠償責任を負担する方）に対する損害賠償請求について弁護士・司法書士・行政書士・裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う所定の機関に委任または相談を行った場合に負担する費用に対して共済金をお支払いします。 ○自動車事故によるケガや持ち物などへの被害 ○偶然な事故による自動車搭乗中のケガや持ち物などへの被害 ○偶然な事故によるご契約の自動車または被共済者が所有する他の自動車への被害 ご注意 1. 記名被共済者が個人の場合は、業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故に限り補償します。 2. 記名被共済者が法人の場合は、財物については、ご契約の自動車の被害事故およびその積載動産に対する所定の被害事故に限り補償します。 3. お支払いの対象となる費用の内、弁護士費用等の合計額が300万円の支払限度額を超える金額については、自己負担になります。 4. 法律上の損害賠償請求に関する訴訟などのために弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ当組合の同意をえる事が必要になります。
お支払する共済金	○法律相談費用共済金 1事故1被共済者につき10万円限度※ ○弁護士等費用共済金 1事故1被共済者につき300万円限度 ※司法書士報酬、行政書士報酬として請求可能な共済金は、法律相談費用共済金10万円を限度とします。
共済金をお支払いできない主な場合	次の事項にかかる被害事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。 ○被共済者の故意または重大な過失によって発生した被害事故 ○被共済者の無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により発生した被害事故 ○被共済者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によって発生した被害事故

Q 自動車を2台以上持っている場合は、すべての契約に弁護士費用特約を付帯した方がいいの？

A 記名被共済者が個人のお客さままで自動車を2台以上所有されている場合には、ご本人やご家族のケガや持ち物および他の自動車の被害については、弁護士費用特約をいずれか1台に付帯すれば補償されます。

但し、1台目のご契約のみ特約を付帯している場合は、その契約が解約となったときなどは、補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。
なお、複数のご契約に付帯された場合は、お支払い限度額が合算されて補償されます。

ご本人やご家族以外の方のご契約の自動車搭乗中のケガや持ち物の被害を補償する場合や、記名被共済者が法人のお客さまの場合は、自動車1台ごとに付帯する必要があります。

ご本人やご家族のケガや持ち物および他の自動車の被害

ご本人やご家族以外の方(友人・知人など)のご契約の自動車搭乗中のケガや持ち物の被害

いずれかの自動車1台に付帯することで補償されます。

自動車1台ごとに付帯することで補償されます。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、代理所または東北自動車共済協同組合にお問い合わせください。



東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL : 022-264-1188 FAX : 022-264-1166
ホームページ : <https://www.tohokujikyo.jp/>

●お問い合わせは (代理所)